

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	49
契約番号	31農振財契第1106号
件名	令和元年度立川庁舎構内高木剪定及び伐採業務委託
履行場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団
概要	立川庁舎構内高木剪定及び伐採(88本) ①対象樹木について基本剪定を行う。 ②切詰め剪定を行いながら、枝抜き剪定を行う。 (詳細は別紙仕様書のとおり)
履行期間	契約確定の日から令和2年3月31日まで(土日祝祭日を除く)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 東京都における平成31・32年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。
格付	問わない
入札予定日時	令和2年1月29日(水) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年1月10日(金)から同月17日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「平成31・32年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し (1)から(3)までを提出してください。 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 山崎・大沼 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397

特記仕様書

- 1 件名 令和元年度立川庁舎構内高木剪定及び伐採業務委託
- 2 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 3 履行期間 契約確定の日から令和2年3月31日まで（土日祝祭日を除く）
- 4 作業概要 別紙に示す樹木88本について、剪定・伐採を行う。
- 5 適用範囲 この特記仕様書は、「街路樹等維持標準仕様書」（緑地管理編）（平成25年4月東京都建設局公園緑地部）（以下、「標準仕様書」とする。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。
- 6 特記事項
 - (1) 剪定対象樹木
別紙1 対象樹木一覧及び別紙2 立川庁舎構内樹木位置図のとおり。
 - (2) 剪定方法
対象樹木について、基本剪定を行う。
切詰め剪定を行いながら、枝抜き剪定を行う。
剪定方法の詳細については、標準仕様書 2-2-2 を参照のこと。
 - ①道路の高木類は樹種の特性等に応じた適切な選定方法を原則として、その立地場所により、良く見極めて作業すること。
 - ②不定芽の原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わないこと。頂部の樹勢が強い樹木の生育特性をふまえ、上方は強く、下方は弱く剪定すること。
 - ③太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう、予定箇所の数10cm上より切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除すること。切り口に水がたまらないように滑らかに処理する。また、太枝の切断面には保護剤塗布等の防腐処理を適切に行うこと。
 - ④主として剪定すべき枝
 - ア 建築限界を侵す枝
 - イ 枯れ枝
 - ウ 成長の止まった弱小の枝（弱小枝）

- エ 著しく病害虫に侵されている枝（病害虫枝）
- オ 通風、採光、架線等（信号機、標識等）の障害となる枝（支障枝）
- カ 枝折れにより落下の恐れのある枝（危険枝）
- キ 樹形形成上及び生育上不必要な枝
（冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）

- ⑤胴吹き枝、ヒコバエは表皮または地際で切除し、枝を残さないこと。
- ⑥太めの枝を剪定する場合は、ブランチカラーの直上で切断し、枝を残さないこと。
- ⑦古枝、枯れた上部幹は切断すること。
- ⑧絡みついたヤブカラシ、クズ等の慢性植物は除去すること。
- ⑨民地側へ強く振り出している枝は、強めに剪定すること。状況に応じて枝抜き剪定を行うこと。
- ⑩財団があらかじめ把握している枯枝、交差枝、空洞のある枝などについては、確実に剪定を行い、該当箇所について作業前、作業後の写真を持って作業状況を報告すること。

（3）見本剪定

樹種ごとに完成見本の剪定を1本まで行い、財団に確認を受けてからその他の樹木の剪定に取り掛かること。見本とする樹木はあらかじめ、財団が指定する。

（4）異常樹木の報告

材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、別添様式の「異常樹木報告書」によりすみやかに財団へ報告すること。また、報告書には異常個所の写真を添付すること。

（5）伐採

根元から伐採し、適切な大きさに切断し、搬出を行うこと。伐根は不要である。

（6）作業時間

作業は、原則として土日祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時の間で行うこと。

（7）剪定時期

選定作業予定場所で、苦情等により早期剪定の必要性が生じた場合は工程調整を行い、速やかに着手すること。作業を進める上で、地域住民等の要望により時期を調整する必要がある場所については、可能な限り要望を考慮すること。

（8）作業計画書の提出

作業開始前に作業計画書をあらかじめ作成し、財団の承認を得ること。

また、通行止め箇所及期間について示した図面を添付すること。

(9) 現場管理者

受託者は委託契約後、造園施工管理技士を現場管理者として1名以上配置し、安全衛生管理、目標樹形、(2) 選定方法、(3) 見本剪定、(4) 異常樹木の報告、(10) 剪定等高所作業における安全管理及び出来栄等について作業員へ事前説明及び作業指導を行う。剪定作業時は現場に常駐すること。

なお、受託者は作業計画書に現場管理者となる者の氏名を記載し、「造園施工管理技士」の資格者証(写)を添付した承諾申請書を添付すること。

(10) 剪定等高所作業における安全管理

①高い場所の剪定作業について、樹冠内から手の届かない位置の枝を剪定する際には、高枝きりで対応できる場合のほかは、道路復員が狭いなどにより交通規制できない場合を除き、高所作業車を使用すること。

②樹上作業を行う場合、地上2m以上においては、造園用の安全帯二丁掛けを使用すること。安全帯は二点支持することを原則とする。また、幹に掛けることを基本とし、足場となる枝に掛けてはならない。これらは樹上で剪定箇所を移動する際にも徹底すること。

また、安全帯を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。

③作業員にはヘルメット・安全(反射)ベスト・安全帯(二丁掛)の安全装具の着用を義務付けること。

また、作業に先立ち、毎朝、作業手順及び作業員の健康状態の確認を行うこと。

④はしごを使用する場合、昇降時においては安全帯二丁掛け(二点支持)とし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしご上部はしっかり固定すること。

⑤剪定枝が電線に近接する場合は、必要に応じて東京電力の立会いの上、作業の内容や近接状況を確認し、防護措置等について打ち合わせを行うこと。

(11) 交通誘導員

①通行人・通行車輛・作業員の安全確保するために交通誘導員を1作業帯毎に2名以上適切に配置すること。なお、東京都公安委員会の指定した路線(区間)においては、交通誘導業務に係る一級又は二級検定合格警備員を1作業帯毎に1名以上適切に配置すること。

②作業実施計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格交通誘導員の検定合格書の写しを添付すること。

③現場において監督員等から請求があった場合、検定合格書を提示すること。

④交通誘導員配置点数

交通整理要員A 業務相当分 10 地点以上

交通整理要員B 業務相当分 10 地点以上

(12) 道路使用許可等

周辺道路を使用し、作業を行う際は、受託者は関係各所に申請を行い、道路使用許可を得ること。

(13) 敷地内作業

敷地内作業については、通行人、職員、公用車等の通行の妨げにならないように配慮し、実際の作業に従事するものとは別に誘導員を1名以上配置し、第三者災害の防止に努めること。なお、場内通路を完全通行止めにするには許可しない。迂回させる場合には、適切な案内表示を行うこと。

(14) 作業広報の掲示

この委託作業の10日程度前までに、作業広報（A3程度の用紙に件名・剪定時期・作業案内図・受託者連絡先番号・発注者等明記）を提示するとともに、地域住民に対し選定作業のお知らせのチラシを配布すること。記載する内容を財団に事前に提出し、確認を受けること。

(15) 剪定枝葉の再資源化施設への搬出

この選定作業で発生する剪定枝葉は、受託者が、「東京都リサイクルガイドライン（東京都環境局）」に基づき、受入条件等を確認した上で適切な施設を選定する。処分費をマニフェスト及び重量証明表等で確認集計し、別紙様式「剪定枝受入伝票総括表」を作成し、報告すること。

(16) 作業中は現場管理者が常時立会い、作業全体を監督すること。

(17) 建物や電線等の破損を防止する措置をとること。万一、損害を与えた場合には現状復帰を行うこと。

(18) 受託者は本件業務の全部を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合には次の要件を満たす業者を選定することとし、事前に書面にて再委託内容を報告し、財団の許可を得ること。

ただし、現場管理者については再委託することはできない。

ア 当該作業にかかる作業能力を有すること。

イ 東京都の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中及び排除措置中ではないこと。

7 報告書の提出

この本業務に当たり、次の書類を財団に提出すること。

ア 剪定枝葉受入れ伝票総括書

イ 作業記録写真（撮影方法については次項のとおり）

ウ 上記以外に財団から提出を求められた書類

なお、異常樹木報告書は、発見しだい速やかに報告すること。

8 作業記録写真

写真撮影については、財団の指示に従うこと。

撮影頻度は10本につき一箇所とし、樹種及び工種ごととする。

(1) 選定作業等

①全景写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後

②局部写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後・樹冠アップ

※作業前・作業後の写真は同一の場所で撮影すること。

※写真アルバムには路線名・撮影場所・樹種名を明記すること。

③その他…切断面処理状況（癒合剤や殺菌剤などの保護剤塗布）

④現場管理者の管理状況

ア 現場管理者の顔がよく確認できること。

イ 背景に対象樹木が確認できること。

ウ 黒板に現場管理者の名前及び撮影内容（剪定 前・中・後）を記入

(2) 作業広報版

①全数の確認

②設置状況

(3) 安全管理

①交通整理要員配置状況（配置状況が確認できること。）

②安全帯着用状況（安全帯ロープが確認できる写真とすること。）

(4) 発生材

①搬出状況（積載状況）

②再資源化施設搬入状況（出来る限り搬入先が特定可能な看板等の前で撮影すること。）

(5) 注意事項

①剪定記録写真撮影には、必ず施行年月日を明記した黒板を使用すること。

②剪定記録写真撮影は、黒板の文字が読み取れる大きさと撮影すること。

③写真は背景、黒板、対象樹木が判別しやすいよう暗くならないようにすること。

9 支払い方法

検査完了後、適法な支払い請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例という。）

第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO_x・PM法という。）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 その他

- (1) 本仕様に定める事項に疑義が生じた場合、また、業務の履行にあたり不明な事項については、その都度双方協議して実施すること。
- (2) この契約の履行に際し知り得た情報や資料は、全て財団及び東京都の個人情報であり、許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別に定めるとおりとする。

担当

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団
管理課管理係 担当 山崎 大沼

TEL 042-528-0505 fax 042-522-5397



東町三丁目店

東京都農林総合
研究センター

立川市歴史民俗資料館

玉川保育園

グリーンシャトー

富士見町
一丁目

富士見町
三丁目

立川市立西立川保

立川市立新生小学校

公社富士見町住宅1

公社富士見町住宅2号棟

立粉会公会堂

コーポハー

佐藤豊店

コーポ・さくら

ポーノ料理工房

小島商店

SIビルNo.1

ショウワビル

イブーハウス・K

ハイツマルト

オートハウス

コーポ木村

(株)平山商店

坂本商店

ニューウェイ
富士見ハイツ

常楽院

メゾン紅林

1丁目

富士見町団地29号棟

富士見町団地31号棟

富士見町団地

ハーモニーハイツ52

メゾン富士見

ベルハイツ富士見町

第二大興ビル

サンライズ

アテナビル

めぐみ幼稚

立川
丁目

西町会公

エスポ

滝

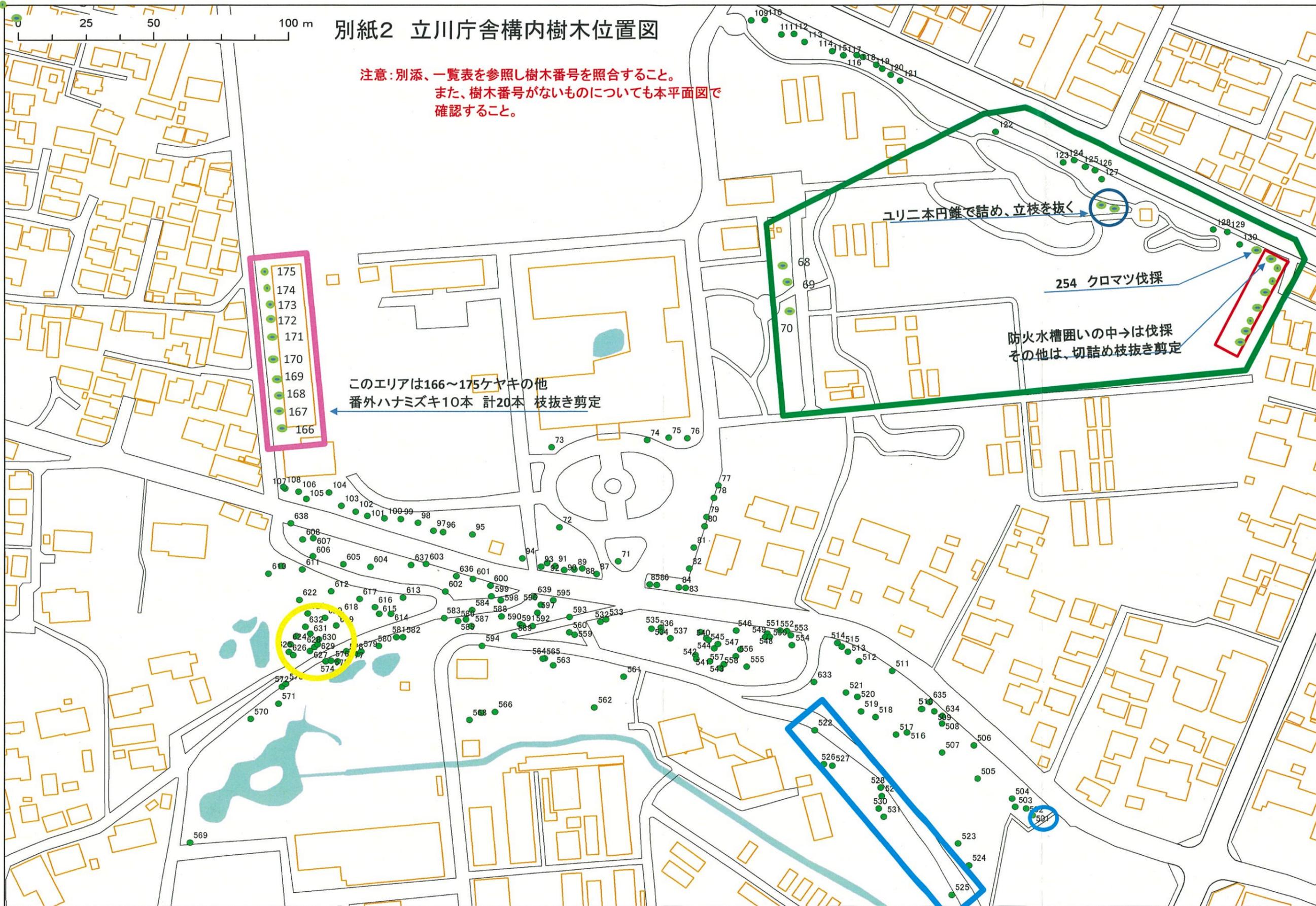
コーポハー

別紙1 対象樹木一覧								
No.	樹種	H	C	W	備考	規格	種別1	種別2
68	ケヤキ		2.20		枝抜き剪定	H	落葉	広葉樹
69	ケヤキ		1.60		"	F	落葉	広葉樹
70	ケヤキ		2.50		"	I	落葉	広葉樹
125	セイヨウシナノキ		1.45		"	E	落葉	広葉樹
126	セイヨウシナノキ		1.40		"	E	落葉	広葉樹
127	モミジバショウ		2.12		"	H	落葉	広葉樹
129	ケヤキ		1.27		"	E	落葉	広葉樹
130	ユリノキ		2.00		"	G	落葉	広葉樹
番外	ユリノキ		1.00		"	D	落葉	広葉樹
"	ユリノキ		1.10		"	D	落葉	広葉樹
254	クロマツ		1.08		伐採	D	常緑	広葉樹
番外	ヒノキ		0.80		伐採	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		高さを詰めて立枝を抜く	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
"	ヒノキ		0.70		"	C	常緑	広葉樹
166	ケヤキ		1.97		枝抜き剪定(樹形を整える)	G	落葉	広葉樹
167	ケヤキ		1.83		"	G	落葉	広葉樹
168	ケヤキ		2.26		"	H	落葉	広葉樹
169	ケヤキ		1.75		"	F	落葉	広葉樹
170	ケヤキ		2.17		"	H	落葉	広葉樹
171	ケヤキ		2.90		"	J	落葉	広葉樹
172	ケヤキ		1.85		"	G	落葉	広葉樹
173	ケヤキ		2.40		"	I	落葉	広葉樹
174	ケヤキ		2.28		"	H	落葉	広葉樹
175	ケヤキ		2.40		"	I	落葉	広葉樹
番外	ハナミズキ		0.50		枝詰め、樹形を整える	B	落葉	(常緑)
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
"	ハナミズキ		0.50		"	B	落葉	広葉樹
501	ケヤキ		1.40		電線の真上にあたる枝を落とす	E	落葉	広葉樹
522	サクラ		2.80		道路上に張り出した枝を落とす	J	落葉	広葉樹
525	ケヤキ		3.60		重なった枝、傷みのある枝の除去	Z	落葉	広葉樹
526	ケヤキ		2.10		"	H	落葉	広葉樹
527	ケヤキ		2.50		"	I	落葉	(針葉樹)
528	ケヤキ		3.30		"	L	落葉	(針葉樹)
529	ケヤキ		0.90		"	D	落葉	広葉樹
530	ケヤキ		1.60		"	F	落葉	広葉樹
531	ケヤキ		1.70		"	F	落葉	広葉樹
625	クヌギ		1.50		伐採	F	落葉	広葉樹

別紙1 対象樹木一覧								
No.	樹種	H	C	W	備考	規格	種別1	種別2
626	クヌギ		1.30		伐採	E	落葉	広葉樹
629	クヌギ		1.20		片枝除去	Z	落葉	(常緑)
追加樹木一覧								
31	イチヨウ		1.4		落葉	針葉樹	枝抜き剪定	
32	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	(枝混み)	
33	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	31~67	37
34	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
35	イチヨウ		1.6		落葉	針葉樹	"	
36	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
37	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
38	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	"	
39	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
40	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	"	
41	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
42	イチヨウ		1.6		落葉	針葉樹	"	
43	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
44	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
45	イチヨウ		1.6		落葉	針葉樹	"	
46	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
47	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
48	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	"	
49	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	"	
50	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
51	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
52	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
53	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
54	イチヨウ		1.5		落葉	針葉樹	"	
55	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
56	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
57	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
58	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
59	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
60	イチヨウ		1.8		落葉	針葉樹	"	
61	イチヨウ		1.9		落葉	針葉樹	"	
62	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
63	イチヨウ		2.0		落葉	針葉樹	"	
64	イチヨウ		1.9		落葉	針葉樹	"	
65	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
66	イチヨウ		1.7		落葉	針葉樹	"	
67	イチヨウ		1.3		落葉	針葉樹	"	

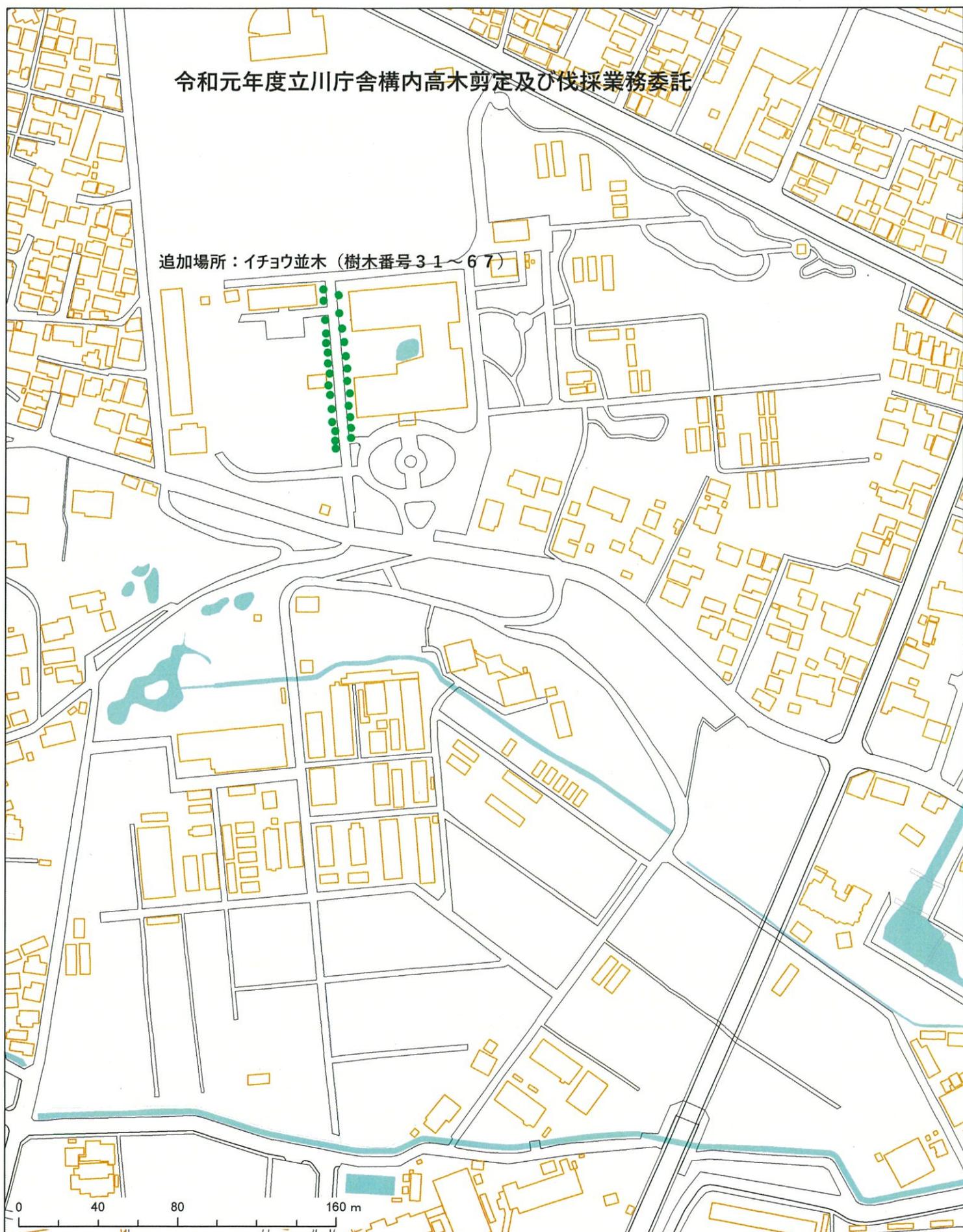
別紙2 立川庁舎構内樹木位置図

注意: 別添、一覧表を参照し樹木番号を照合すること。
また、樹木番号がないものについても本平面図で確認すること。



令和元年度立川庁舎構内高木剪定及び伐採業務委託

追加場所：イチヨウ並木（樹木番号3-1～67）





緑エリア ユリノキ



緑エリア クロマツ (伐採)



緑エリア (囲い内 ヒノ)



緑エリア 68~70 ケヤキ



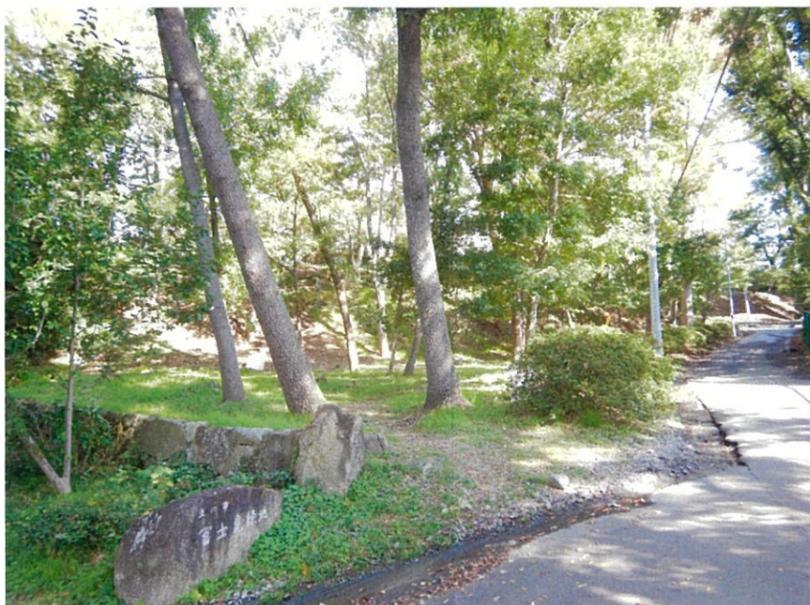
青エリア 501 ケヤキ



青エリア 522 サクラ(道路に張り出した枝の除去)



青エリア 522 サクラの枝

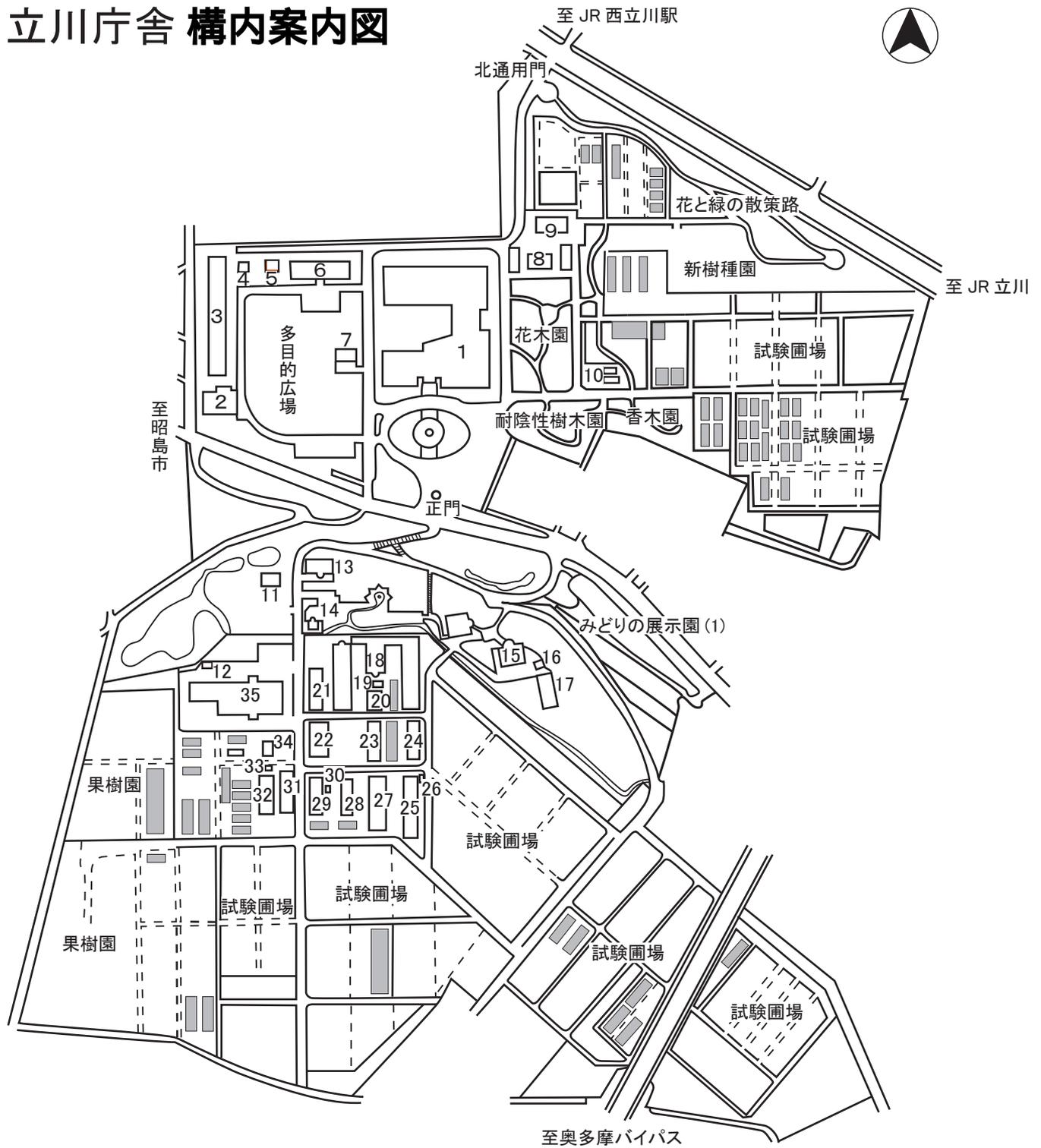


黄色エリア クヌギ(伐採)



桃色エリア ケヤキと番外ハナミズキ

立川庁舎 構内案内図



施設一覧

No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	本館	13	低温実験室	25	野菜・土肥試験温室
2	製茶棟	14	便所	26	ボイラー室
3	倉庫棟	15	展示温室・変電室	27	野菜栽培室
4	油庫	16	ボイラー室	28	生産力検定室
5	倉庫	17	展示養生室	29	順化検定室
6	作物調整棟	18	花き試験温室	30	ボイラー室
7	車庫	19	ボイラー室	31	野菜増殖室
8	農機具庫	20	植木作業舎	32	ウイルス検定室
9	堆肥舎	21	中央制御室・土置場	33	ボイラー室
10	ウド軟化室	22	基礎実験室	34	調査室
11	ポンプ室	23	植木試験温室	35	農場管理棟
12	燃料庫	24	病理・昆虫試験温室		